

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

山陽小野田市

目 次

山陽小野田市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険・後期高齢者医療制度	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	2
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	教 育	6
9	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	6
10	障 害	7
11	介 護.....	7

山陽小野田市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。</p>	<p>生活安全課防犯交通係 （市役所2階 5番窓口） TEL 0836-82-1133</p>
---	---

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
<p>犯罪被害者等見舞金の支給</p>	<p>犯罪行為により重傷病・性犯罪被害を受けた方、または亡くなられた方の遺族に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重傷病見舞金 10万円 ・性犯罪被害見舞金 10万円 ・遺族見舞金 30万円 	<p>生活安全課防犯交通係 （市役所2階 5番窓口） TEL 0836-82-1133</p>

3 国民健康保険・後期高齢者医療制度

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
<p>(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療制度】</p>	<p>世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。</p>	<p>保険年金課 （市役所1階 4番窓口） TEL 0836-82-1179（国保） TEL 0836-82-1209（後期）</p>
<p>(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療制度】</p>	<p>第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。</p>	<p>保険年金課 （市役所1階 4番窓口） TEL 0836-82-1179（国保） TEL 0836-82-1209（後期）</p>
<p>(3) 国民健康保険料の減免</p>	<p>保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>保険年金課収納係 （市役所1階 4番窓口） TEL 0836-82-1177</p>
<p>(4) 後期高齢者医療保険料の減免</p>	<p>後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>保険年金課収納係 （市役所1階 4番窓口） TEL 0836-82-1177</p>

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	保険年金課年金高齢医療係 (市役所 1階 4番窓口) T E L 0836-82-1178
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	保険年金課年金高齢医療係 (市役所 1階 4番窓口) T E L 0836-82-1178
(2) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	保険年金課年金高齢医療係 (市役所 1階 4番窓口) T E L 0836-82-1178

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【市・県民税の減免】 税務課市民税係 (市役所 1階 11番窓口) T E L 0836-82-1125
		【固定資産税の減免】 税務課固定資産税係 (市役所 1階 9番窓口) T E L 0836-82-1127
		【市税の納付相談】 税務課収納係 (市役所 1階 10番窓口) T E L 0836-82-1126

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課住民係 （市役所1階 1番窓口） T E L 0836-82-1145
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築住宅課住宅管理係 （市役所別館1階） T E L 0836-82-1166
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。 ※山陽小野田市においては、山陽小野田市社会福祉協議会に委託し事業を実施します。	社会福祉課 （市役所1階 6番窓口） T E L 0836-82-1176 【委託先】 山陽小野田市社会福祉協議会 （福祉センター内） T E L 0120-83-2344 （フリーダイヤル）
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	社会福祉課生活保護係 （市役所1階 6番窓口） T E L 0836-82-1176
(5) 上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の納付相談】 業務課収納係 （水道局1階） T E L 0836-83-4264 【下水道料金の納付相談】 下水道課管理係 （市役所別館2階） T E L 0836-82-1164

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) 消費生活に関する相談	商品の契約トラブルや悪質商法による被害、多重債務などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	山陽小野田市消費生活センター (市役所 2 階 5 番窓口 生活安全課内) T E L 0836-82-1139
(7) 交通災害共済見舞金の支給	交通災害共済に加入している方に交通事故による見舞金を支給します。	生活安全課防犯交通係 (市役所 2 階 5 番窓口) T E L 0836-82-1133
(8) 法律相談	法律上の問題について、弁護士または司法書士が面接し、相談に応じます。	生活安全課市民相談係 (市役所 2 階 5 番窓口) T E L 0836-82-1133

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てや児童虐待に関する相談に応じます。	こども家庭センター T E L 0836-82-2526 0836-82-2527 子育て総合支援センター (スマイルキッズ) T E L 0836-82-2525
(2) 子育てに係る負担の軽減 【出産】 助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	子育て支援課子育て支援係 (市役所 1 階 7 番窓口) T E L 0836-82-1175
【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て支援課子育て支援係 (市役所 1 階 7 番窓口) T E L 0836-82-1175
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	子育て支援課保育係 (市役所 1 階 7 番窓口) T E L 0836-82-1207

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【保育】 ショートステイ 夜間養護 休日預かり	児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護します。	子育て支援課子育て支援係 (市役所1階 7番窓口) TEL 0836-82-1175
【保育】 保育園一時預かり	保護者の急な用事や急病等により、一時的に児童の世話ができない場合に保育所で児童を預かります。	子育て支援課保育係 (市役所1階 7番窓口) TEL 0836-82-1207
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	子育て支援課子育て支援係 (市役所1階 7番窓口) TEL 0836-82-1175
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子育て支援課子育て支援係 (市役所1階 7番窓口) TEL 0836-82-1175
(4) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課子育て支援係 (市役所1階 7番窓口) TEL 0836-82-1175
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	子育て支援課子育て支援係 (市役所1階 7番窓口) TEL 0836-82-1175
(6) ファミリーサポートセンター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	ファミリーサポートセンター (スマイキッズ) TEL 0836-82-1212

8 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) いじめ・性被害	いじめ・性被害について、児童生徒や保護者から寄せられる相談に応じます。	学校教育課指導係 (市役所別館3階) T E L 0836-82-1201
(2) 就学援助	経済的理由により小・中・義務教育学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費・給食費などの費用を援助します。	学校教育課学務係 (市役所別館3階) T E L 0836-82-1202
(3) 交通遺児助成金の支給	交通事故により父母の両方または一方を失われたこどもの就学及び就職の奨励のために支給します。	学校教育課学務係 (市役所別館3階) T E L 0836-82-1202

9 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康増進課 (厚狭地区複合施設) T E L 0836-71-1814 障害福祉課障害支援係 (市役所1階 8番窓口) T E L 0836-82-1159
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障害福祉課障害福祉係 (市役所1階 8番窓口) T E L 0836-82-1170
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	市民活動推進課人権・男女共同参画室 (市役所2階 7番窓口) T E L 0836-82-1137
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	高齢福祉課地域包括支援センター (市役所1階 5番窓口) T E L 0836-82-1149
(5) 人権相談	差別や暴行・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ・体罰、名誉・プライバシーの侵害など、人権問題全般について相談に応じます。	市民活動推進課人権・男女共同参画室 (市役所2階 7番窓口) T E L 0836-82-1137

10 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	障害福祉課障害福祉係 (市役所 1 階 8 番窓口) T E L 0836-82-1170
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	障害福祉課障害支援係 (市役所 1 階 8 番窓口) T E L 0836-82-1159

11 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	高齢福祉課介護保険係 (市役所 1 階 5 番窓口) T E L 0836-82-1172
(2) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	高齢福祉課介護保険係 (市役所 1 階 5 番窓口) T E L 0836-82-1172